

地方議会議員の選挙期間中のビラの頒布を可能とする  
公職選挙法改正を求める意見書

近年、国と地方を取り巻く環境は大きく変わり、首長とともに地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会の役割はますます重要となり、今後もさらに拡大していくものと思われる。

このような中、地方自治体の首長の選挙においては平成 19 年の公職選挙法改正によってすでに候補者の選挙運動のためにビラを頒布することが可能となっている一方で、地方議会議員選挙においては、いまだビラの頒布は禁止され、有権者が議員候補者の考える地域の将来像、すなわち政策を選挙期間中に知る手段が十分とは言えない状況にある。

このことは、国政選挙及び地方自治体の首長の選挙における取り扱いと比べて、著しく均衡を欠く状況にある。また、選挙期間中にこそ候補者の政策を知りたいと思う有権者心理に反するものであり、ひいては投票率の向上を妨げる要因のひとつにもなっている。

よって、国においては、公職選挙法を改正し、同法第 142 条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても可能とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 28 日

岐阜県可児市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣